

24. 中小企業等経営強化法の改正を前提とした、登録免許税・不動産取得税の軽減措置

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

中小企業等経営強化法を改正し、認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減する措置が創設される。

(2) 内容

① 登録免許税

経営力向上計画の認定を受けた認定事業者が、当該計画に基づき行う合併、分割等による不動産所有権の移転登記について、軽減措置が講じられる。

② 不動産取得税

認定経営力向上計画に従って譲渡を受ける一定の不動産の取得について、軽減措置が平成32年3月31日まで講じられる。

(3) 留意点

中小企業等経営強化法の改正について、今後の動向を確認する必要がある。

(4) 影響

再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税が軽減されることで、株式譲渡以外の合併・会社分割・事業譲渡等を活用した第三者への事業承継・M&Aが活発化することが期待される。

2. 改正の内容

・登録免許税の税率

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権 移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

・不動産取得税の税率

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地・住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減される。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

3. 適用時期

中小企業等経営強化法の改正を前提として、

登録免許税：法改正の日から平成32年3月31日までに認定を受けた経営力向上計画に基づき行われる合併、分割等による不動産所有権の移転登記に適用される。

不動産取得税：認定経営力向上計画に従って平成32年3月31日までに譲渡を受ける一定の不動産の取得について適用される。

4. 参考 改正中小企業等経営強化法

